

## 【総論的な事項】

- Q 1-1 : 本事業の概要及び趣旨を教えてください。
- Q 1-2 : 本事業を実施するまでの大まかな流れを教えてください。
- Q 1-3 : 本事業の実施が可能な地域を教えてください。
- Q 1-4 : A 1-3 の高年齢者雇用安定法第 34 条第 1 項に定める「地域高年齢者就業機会確保計画」(以下「地域計画」という。)について教えてください。
- Q 1-5 : 事業構想提案団体が、地域計画を策定するのでしょうか。
- Q 1-6 : 地域計画に関する厚労大臣への同意協議にあたって、当該計画の必要的記載事項である「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項」には、何を記載すれば良いのでしょうか。
- Q 1-7 : 地方公共団体が高年齢者雇用安定法第 34 条 1 項に定める地域計画を策定するにあたって、計画区域を当該地方公共団体の一部地域に限定することは可能でしょうか。
- Q 1-8 : 本事業による支援対象者の範囲を教えてください。
- Q 1-9 : 転職やダブルワーク等を希望する在職中の高年齢求職者も、本事業の支援対象者に含まれますか。
- Q 1-10 : 本事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとしても問題ないでしょうか。

## 【協議会に関する事項】

- Q 2-1 : 協議会について教えてください。
- Q 2-2 : 設立した協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当該協議会は労働保険(労災保険及び雇用保険)の適用事業所になりますか。
- Q 2-3 : 協議会が本事業の受託者となった場合、国から支給される委託費の管理のため、新たに「協議会専用口座」を設けなければならないのでしょうか。
- Q 2-4 : 本事業の終了等により地方公共団体を構成員とする協議会が解散した場合、地方公共団体が本事業に関する文書を引き継ぐこととなりますが、将来的に、本事業の委託者である労働局が会計検査院の監査を受検することになった場合、地方公共団体も受検の対象になりますか。

## 【応募に関する事項】

- Q 3-1 : 本事業の実施期間(契約期間)を教えてください。
- Q 3-2 : 本事業の実施に係る各年度の予算(年度計)の上限額を教えてください。
- Q 3-3 : 事業構想(案)の提案主体と事業の実施主体が異なっても良いのでしょうか。
- Q 3-4 : 協議会の構成員である地方公共団体が、単独で事業構想(案)を提案することは可能でしょうか。
- Q 3-5 : 労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょうか。また、当該協議会が事業構想(案)を提案し、本事業を受託することは可能でしょうか。

- Q 3-6: 地方公共団体等が実施している既存事業を、本事業に振り替えて実施することは可能でしょうか。
- Q 3-7: 過去に厚労省から他の委託事業を受託していた団体が、協議会又はその構成員として事業構想（案）を提案し、本事業を受託することは可能でしょうか。
- Q 3-8: 重点業種（地域の特性を生かして重点的に高齢者の就業の機会の確保を図る業種）を複数設定することは可能でしょうか。
- Q 3-9: 仕様書のP 4「（5）事業実施体制」にあるとおり、本事業の実施にあたっては事務局の設置が求められていますが、どこに事務局を設置すれば良いのでしょうか。
- Q 3-10: 仕様書のP 4「（5）事業実施体制」の「① 事業統括員」は、必ず配置する必要があるのでしょうか。また、本事業の専任でなければならないのでしょうか。
- Q 3-11: 仕様書のP 4の【留意点】に、「支援メニューの内容は、直接的な収益（例：セミナー講習料、テキスト代等の事業利用者からの徴収）を見込むものでないこと、特定の者に利益を与えることを目的とするものでないことが必要」とありますが、具体的にどのような支援メニューの内容が「特定の者に利益を与えることを目的とするもの」に該当するのでしょうか。
- Q 3-12: 採択された事業構想は、公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。

#### 【事業の実施に関する事項】

- Q 4-1: 本事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業から求人募集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか。
- Q 4-2: 本事業の支援メニューとして、高齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成金の支給を行うことは可能でしょうか。
- Q 4-3: 本事業の支援メニューとして、高齢者や企業を対象としたセミナーを実施する場合、セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はありますか。
- Q 4-4: 協議会の構成員としてシルバー人材センターが事業構想（案）を提案し、本事業を受託した場合、当該センターの既会員を本事業の支援対象者とすることは可能でしょうか。
- Q 4-5: A 4-4にあるとおり、支援対象者となったシルバー人材センターの既会員に対し、本事業の支援メニューにおいて就業機会を提供した場合、本事業における事業実績としてはもとより、シルバー人材センターの事業実績（就職件数等）としても計上することは可能でしょうか。
- Q 4-6: 仕様書のP 4「（5）事業実施体制」により設置する事務局の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の給与事務・税処理等について、社会保険労務士等へ委託することは可能でしょうか。

#### 【事業の目標に関する事項】

- Q 5-1: 本事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、どのように設定したら良いのでしょうか。

- Q5-2:アウトカム指標として、「雇用・就業者数」を必ず設定しなければならないでしょうか？
- Q5-3:アウトカム指標やアウトプット指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を求められることはありますか。
- Q5-4:アウトカム指標として、「地域連携事業利用者の満足度」が必須項目とされていますが、目標値を設定するにあたっての水準はありますか。

### 【事業の経費に関する事項】

- Q6-1:仕様書のP5には、本事業の対象経費として自動車、パソコン・OA機器等のリース代が挙げられていますが、事務局を設置する事務所の賃貸借料や本事業の周知・広報に係るリーフレットの印刷代等についても対象経費に含まれるのでしょうか。
- Q6-2:他の団体の職員が、本事業の事務局の職員（事業統括員、事業推進員、支援員）として兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。
- Q6-3:仕様書のP5には、本事業の対象経費として事務局の職員（事業統括員、事業推進員、支援員）の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられていますが、当該職員の社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分も、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。
- Q6-4:事業統括員、事業推進員の超過勤務手当に係る管理費（人件費）に不足が生じた場合、事業費から流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。
- Q6-5:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借する場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。
- Q6-6:本事業の実施に当たって、自動車のリースは可能でしょうか。
- Q6-7:自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。
- Q6-8:労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出することは可能でしょうか。
- Q6-9:事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

### 【再委託に関する事項】

- Q7-1:本事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会を構成する団体が支援メニューを実施する場合、再委託の手続きは必要でしょうか。
- Q7-2:再委託先からの再々委託は可能でしょうか。

## 【総論的な事項】

Q 1-1 : 本事業の概要及び趣旨を教えてください。

A 1-1 : 現在、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）において、65 歳までの高年齢者雇用確保措置の実施が義務付けられていますが、企業を退職した 65 歳以降の高年齢者の多様な就業機会の確保が、今後の重要な課題となっています。特に、平成 26 年には団塊の世代全員が 65 歳に到達し、その多くが活動の場を自身の居住地域等に移しているため、これらの層を含む高年齢者が地域社会で活躍できる環境を整備する必要があります。

このため、高年齢者雇用安定法第 35 条第 1 項に定める協議会又はそれを構成する団体（以下「協議会等」という。）から、高年齢者雇用安定法第 34 条第 2 項第 3 号に定める「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想（案）を募集し、企画競争方式により、地域の特性等を鑑みた創意工夫のある事業構想を選定し、その事業の実施を協議会等に委託します。

本事業を通じて、高齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図ることにより、多様な雇用・就業機会の創出を図ることを目的としています。

Q 1-2 : 本事業を実施するまでの大まかな流れを教えてください。

A 1-2 : 協議会等は、高年齢者雇用安定法第 34 条第 2 項第 3 号に定める「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想（案）を策定し、国の募集に応じて提案します。その後、国は協議会等から提案のあった事業構想（案）の中から企画競争方式により、高年齢者及び地域のニーズ等を踏まえた創意工夫のある事業構想を選定し、協議会等に対して事業の実施を委託します。

なお、事業の実施に当たっては、生涯現役促進地域連携事業の実施を予定する地域を管轄する地方公共団体が、高年齢者雇用安定法第 34 条第 1 項に定める「地域高年齢者就業機会確保計画」（以下「地域計画」という。）を、協議会への協議を経て策定するとともに、協議会等が提案する事業構想が採択された後、厚生労働大臣に対し協議を行い、同意を得る必要があります。

Q 1-3 : 本事業の実施が可能な地域を教えてください。

A 1-3 : 本事業は、原則として、協議会の構成員である地方公共団体が管轄する地域において実施が可能です。

Q 1-4 : A 1-3 の高年齢者雇用安定法第 34 条第 1 項に定める「地域高年齢者就業機会確保計画」（以下「地域計画」という。）について教えてください。

A 1-4 : 地域計画とは、以下の①から④までの必要的記載事項の他、⑤から⑥までの任意的記載事項を定めるものです。

## 【必要的記載事項】

- ① 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（以下「計画区域」という。）
- ② 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事

項

③ 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項

④ 計画期間

【任意的記載事項】

⑤ 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

⑥ 地方公共団体及び協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

Q 1-5: 事業構想提案団体が、地域計画を策定するのでしょうか。

A 1-5: 地域計画は、協議会等の事業構想提案団体ではなく、地方公共団体が策定しなければなりません。なお、地方公共団体が地域計画を策定するにあたっては、協議会への協議が必要となります。

Q 1-6: 地域計画に関する厚労大臣への同意協議にあたって、当該計画の必要的記載事項である「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項」には、何を記載すれば良いのでしょうか。

A 1-6: 評価委員会において採択された事業構想と同内容のものを記載してください。

Q 1-7: 地方公共団体が高年齢者雇用安定法第 34 条 1 項に定める地域計画を策定するにあたって、計画区域を当該地方公共団体の一部地域に限定することは可能でしょうか。

A 1-7: 地方公共団体が一部の地域のみを計画区域とする地域計画を策定することも可能です。

Q 1-8: 本事業による支援対象者の範囲を教えてください。

A 1-8: 本事業による支援対象者の範囲は、計画区域内の 55 歳以上の高年齢求職者です。なお、当該高年齢求職者の現住所が計画区域内であることを要しません。

Q 1-9: 転職やダブルワーク等を希望する在職中の高年齢求職者も、本事業の支援対象者に含まれますか。

A 1-9: 含まれます。

Q 1-10: 本事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとしても問題ないでしょうか。

A 1-10: 支援対象者の雇用・就業先は計画区域内であることが望ましいですが、結果的に計画区域外となったとしても問題ありません。

【協議会に関する事項】

Q 2-1: 協議会について教えてください。

Q 2-1: 協議会とは、高年齢者雇用安定法第 35 条第 1 項に定める「協議会」をいい、その構成員には、都道府県や市区町村を基本に、シルバー人材センター、労使関係者、社

会福祉協議会、地域の金融機関等、高齢者の就業に係る者を、幅広く含めることができます。

Q 2-2: 設立した協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当該協議会は労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用事業所になりますか。

A 2-2: 仰る通りです。所定労働時間等の労働保険（労災保険及び雇用保険）の加入要件を満たせば、労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用事業所になります。

Q 2-3: 協議会が本事業の受託者となった場合、国から支給される委託費の管理のため、新たに「協議会専用口座」を設けなければならないのでしょうか。

A 2-3: 仰る通りです。協議会が本事業の受託者となった場合、国から支給される委託費の管理のため、新たに「協議会専用口座」を設けなければなりません。そのため、当該協議会の構成員（例えば、地方公共団体やシルバー人材センター）の口座で、国から支給される委託費の管理を行うことは認められません。

Q 2-4: 本事業の終了等により地方公共団体を構成員とする協議会が解散した場合、地方公共団体が本事業に関する文書を引き継ぐこととなりますが、将来的に、本事業の委託者である労働局が会計検査院の監査を受検することになった場合、地方公共団体も受検の対象になりますか。

A 2-4: 仰る通りです。地方公共団体も受検の対象となります。

### 【応募に関する事項】

Q 3-1: 本事業の実施期間（契約期間）を教えてください。

A 3-1: 本事業の実施期間（契約期間）は、3年度間です。ただし、各年度ごとの事業評価を評価委員会に諮った上で、翌年度以降の事業継続の可否を決定します。また、事業を継続する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じ、事業内容の見直し等を求められることがあります。

Q 3-2: 本事業の実施に係る各年度の予算（年度計）の上限額を教えてください。

A 3-2: 地域計画の策定主体により、各年度の予算（年度計）の上限額は、以下の通りとなります（消費税込み）。

#### ①連携推進コース

ア 都道府県：4,000万円

イ 政令指定都市及び特別区：3,000万円

ウ 上記以外の市町村：2,000万円

#### ②地域共働コース

ア 都道府県：初年度2,000万円、2年度1,700万円、3年度1,400万円

イ 政令指定都市及び特別区：初年度1,500万円、2年度1,250万円、3年度1,000万円

ウ 上記以外の市町村：初年度 1,000 万円、2 年度 950 万円、3 年度 900 万円

Q 3-3: 事業構想（案）の提案主体と事業の実施主体が異なっても良いのでしょうか。

A 3-3: 認められません。事業構想（案）の提案主体と事業の実施主体は同一である必要があります。ただし、事業の実施主体が事業の一部を民間企業等に再委託することは可能です。その際、再委託可能な範囲は、各年度の委託契約金額の原則 2 分の 1 未満となります。

Q 3-4: 協議会の構成員である地方公共団体が、単独で事業構想（案）を提案することは可能でしょうか。

A 3-4: 地方公共団体が、単独で事業構想（案）を提案することは認められません。本事業の事業構想（案）の提案主体は、協議会又は地方公共団体を除く協議会を構成する団体（協議会の構成員）です。

Q 3-5: 労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょうか。また、当該協議会が事業構想（案）を提案し、本事業を受託することは可能でしょうか。

A 3-5: 本事業の委託者は国（労働局）であるため、労働局や公共職業安定所の職員が、公示期間中に協議会の構成員として参画することは不可能です。なお、委託契約の締結後は、労働局や公共職業安定所の職員が、委託者として本事業に関与することとなります。

Q 3-6: 地方公共団体等が実施している既存事業を、本事業に振り替えて実施することは可能でしょうか。

A 3-6: 地方公共団体等が実施している既存事業を、そのまま本事業へ振替えて実施することは認められません。ただし、地方公共団等が実施している既存事業をベースに、その内容を見直すこと等により、新たな事業内容と認められる場合には、本事業において実施することは可能です。

Q 3-7: 過去に厚労省から他の委託事業を受託していた団体が、協議会又はその構成員として事業構想（案）を提案し、本事業を受託することは可能でしょうか。

A 3-7: 可能です。

Q 3-8: 重点業種（地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種）を複数設定することは可能でしょうか。

A 3-8: 可能です。

Q 3-9: 仕様書の P 6 「（5）事業実施体制」にあるとおり、本事業の実施にあたっては事務局の設置が求められていますが、どこに事務局を設置すれば良いのでしょうか。

A 3-9: 受託者が、当該組織内に事務局を設置する必要があります。そのため、協議会が受託者となった場合には、当該協議会内に事務局を設置する必要があります。また、協議会を構成する団体が受託者となった場合には、当該団体内に事務局を設置する必要があります。

Q 3-10: 仕様書のP 6「(5) 事業実施体制」の「ア 事業統括員」は、必ず配置する必要がありますのでしょうか。また、本事業の専任でなければならないのでしょうか。

A 3-10: 「事業統括員」は、必ず配置する必要があります。ただし、本事業の実施にあたり問題がなければ、必ずしも専任である必要はありません。

Q 3-11: 仕様書のP 5の【留意点】に、「支援メニューは、直接的な収益（例：セミナー講習料、テキスト代等の事業利用者からの徴収）を見込むものでないこと、特定の者に利益を与えることを目的とするものでないことが必要」とありますが、具体的にどのような支援メニューが「特定の者に利益を与えることを目的とするもの」に該当するのでしょうか。

A 3-11: 例えば、特定の企業で雇用している労働者のみを対象とした研修を行う支援メニューは、「特定の者に利益を与えることを目的とするもの」に該当します。

Q 3-12: 採択された事業構想は、公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。

A 3-12: 事業構想が採択された場合には、事業構想の概要を厚労省のホームページで公表します。

### 【事業の実施に関する事項】

Q 4-1: 本事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業から求人募集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか？

A 4-1: 職業紹介（求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんすること）を行うのであれば、職業安定法に基づく許可が必要となります。このため、職業安定法に基づく許可がない場合には、求人募集の意向を有している企業をハローワーク等へ誘導して頂くことが考えられます。なお、ハローワーク等へ誘導した後に受理された求人件数は、アウトプット指標として計上することも可能です。

Q 4-2: 本事業の支援メニューとして、高齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成金の支給を行うことは可能でしょうか。

A 4-2: 本事業において、企業に助成金を支給する支援メニューは認められません。

Q 4-3: 本事業の支援メニューとして、高齢者や企業を対象としたセミナーを実施する場合、セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はありますか？

A 4-3: セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はありませんが、研修内容に見合った謝金である必要があります。また、謝金が高額な場合には、どのような講師に依頼し

ようとしているか、カリキュラムを実施するうえでその講師が真に必要なか等、細部について確認を行うことがあります。

Q 4-4:協議会の構成員としてシルバー人材センターが事業構想(案)を提案し、本事業を受託した場合、当該センターの既会員を本事業の支援対象者とすることは可能でしょうか。

A 4-4:可能です。ただし、当該センターの既会員のみを支援対象者とすることは認められません。

Q 4-5:A 4-4にあるとおり、支援対象者となったシルバー人材センターの既会員に対し、本事業の支援メニューにおいて就業機会を提供した場合、本事業における事業実績としてはもとより、シルバー人材センターの事業実績(就職件数等)としても計上することは可能でしょうか。

A 4-5:シルバー人材センターの既会員であれば計上可能です。

Q 4-6:仕様書のP 6「(5)事業実施体制」により設置する事務局の職員(事業統括員、事業推進者、支援員)の給与事務・税処理等について、社会保険労務士等へ委託することは可能でしょうか。

A 4-6:仕様書のP 2「(2)組織及び運営 ウ 事務局」にあるとおり、事務局には会計責任者を必ず置かなければならず、基本的に会計責任者が事務局の職員(事業統括員、事業推進者、支援員)の給与事務・税処理等を担うこととなりますが、その業務補助を社会保険労務士等へ委託することも可能です。

### 【事業の目標に関する事項】

Q 5-1:本事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、どのように設定したら良いのでしょうか?

A 5-1:アウトプット指標及びアウトカム指標は、支援メニューとの関連性、計画区域における労働市場の状況、事業実施期間等を踏まえて設定する必要があります。また、費用対効果の観点から、適切な水準に設定する必要があります。

Q 5-2:アウトカム指標として、「雇用・就業者数」を必ず設定しなければならないでしょうか?

A 5-2:アウトカム指標については、支援メニューの内容に応じて設定するため、支援メニューによっては、必ずしも雇用・就業に直結しないこともあるかと思いますが、支援対象者をハローワークやシルバー人材センターへ誘導するなどして、雇用・就業に結びついた場合も、「雇用・就業者数」として計上していただいて構いません。

なお、事業構想の選定の際に、アウトカム指標として「雇用・就業者数」を設定していることが、加点要素となることは有り得ます。

Q5-3:アウトカム指標やアウトプット指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を求められることはありますか。

A5-3:アウトカム指標やアウトプット指標が達成できなかったことのみを理由に、委託費の返還等を求められることはありません。

Q5-4:アウトカム指標として、「地域連携事業利用者の満足度」が必須項目とされていますが、目標値を設定するにあたっての水準はありますか。

A5-4:生涯現役促進地域連携事業は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業又は第63条の能力開発事業として行う雇用保険二事業に該当します。

雇用保険二事業は、毎年度、PDCAサイクルによる雇用保険二事業の目標管理を実施しており、満足度を目標設定する場合は、90%以上の水準が求められています。このため、当事業の満足度も原則、同水準以上（90%以上）の設定をお願いいたします。

### 【事業の経費に関する事項】

Q6-1:仕様書のP8には、本事業の対象経費として自動車、パソコン・OA機器等のリース代が挙げられていますが、事務局を設置する事務所の賃貸借料や本事業の周知・広報に係るリーフレットの印刷代等についても対象経費に含まれるのでしょうか。

A6-1:含まれます。

Q6-2:他の団体の職員が、本事業の事務局の職員（事業統括員、事業推進員、支援員）として兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A6-2:可能です。また、当該人件費については、本事業の従事時間・日数に応じて、本事業の対象経費に含まれますが、本事業の事務を行ったことを証明する日報（時間を記載したもの）等が必要です。

Q6-3:仕様書のP8には、本事業の対象経費として事務局の職員（事業統括員、事業推進員、支援員）の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられていますが、当該職員の社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分も、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A6-3:含まれます。

Q6-4:事業統括員、事業推進員の超過勤務手当に係る管理費（人件費）に不足が生じた場合、事業費から流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。

A6-4:事業費からの流用（経費配分の変更）は認められません。

Q6-5:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借する場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。

A 6—5：委託費により支弁できるものは、原則、事業の実施にあたって真に必要なもの  
のみに限定されるため、認められません。

なお、事業の実施期間中の賃借料、光熱水料等を委託費から支出することは可能で  
す。

Q 6—6：本事業の実施に当たって、自動車のリースは可能でしょうか。

A 6—6：原則として、公共交通機関を利用することが望ましいですが、そのことによっ  
て事業の実施に支障を来す場合には、自動車のリースも可能です。

Q 6—7：自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。

A 6—7：自動車の使用頻度に応じた契約が必要となります。事業実施期間を通じて、常  
に自動車を使用する必要があるれば、年間契約も可能ですが、使用頻度が低い場合は、そ  
の都度リース契約を結ぶ必要があります。

Q 6—8：労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出す  
ることは可能でしょうか。

A 6—8：労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用は、事業を実施するう  
えで直接必要な経費とは言えず、かつ、納税義務者（委託先）が負担すべきものである  
ことから、委託費から支出することは認められません。

Q 6—9：事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、本事業の対象経費に含まれる  
のでしょうか。

A 6—9：含まれます。

### 【再委託に関する事項】

Q 7—1：本事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会を構成する団体が支援メニ  
ューを実施する場合、再委託の手続きは必要でしょうか？

A 7—1：再委託の手続きが必要です。また、仕様書のP 3にあるとおり、「再委託可能  
な範囲は、委託契約金額の原則2分の1未満」でなければなりません。

Q 7—2：再委託先からの再々委託は可能でしょうか。

A 7—2：可能です。ただし、再委託者から、さらに第三者に委託が行われる場合（再々  
委託）には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載し  
た「委託要綱様式第12号『履行体制図届出書』」を労働局に提出する必要があります。